

令和4年第7回坂町議会定例会

会 議 録 （第1号）

1. 招 集 年 月 日            令和4年6月2日（木）

2. 招 集 の 場 所            坂町議会議場

3. 開 会（開 議）            令和4年6月2日（木）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 1番 向 田 清 一 君   | 2番 安 竹 正 君        |
| 3番 光 岡 美 里 君   | 4番 主 枝 幸 子 君      |
| 5番 奥 村 富 士 雄 君 | 6番 柚 木 喬 君        |
| 7番 出 下 孝 君     | 8番 瀧 野 純 敏 君      |
| 9番 大 田 直 樹 君   | 10番 中 雅 洋 君       |
| 11番 中 川 ゆかり 君  | 12番 川 本 英 輔 君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |             |
|-------------|-------------|
| 町 長         | 吉 田 隆 行 君   |
| 副 町 長       | 岡 村 恒 君     |
| 教 育 長       | 枝 廣 泰 知 君   |
| 技 監         | 鈴 木 晃 君     |
| 情 報 政 策 監   | 鳴 川 雅 彦 君   |
| 総 務 部 長     | 車 地 孝 幸 君   |
| 民 生 部 長     | 藤 本 大 一 郎 君 |
| 教 育 次 長     | 坂 本 孝 博 君   |
| 総 務 課 長     | 西 谷 伸 治 君   |
| 企 画 財 政 課 長 | 山 本 保 君     |
| 税 務 住 民 課 長 | 松 谷 展 裕 君   |

|            |       |
|------------|-------|
| 民生課長       | 宮本隆一君 |
| 保険健康課長     | 増木梨花君 |
| 産業建設課長     | 三戸浩司君 |
| 都市計画課長     | 川上宏規君 |
| 生涯学習課長     | 福嶋浩二君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 槇尾伸君  |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 西谷信樹君 |
| 主 事    | 梶谷政博君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

(1) 議長報告

(2) 総務厚生委員会報告

(3) 産業文教委員会報告

(4) 監査委員報告

「行 政」

(1) 町長報告

議 事

|      |       |                                 |
|------|-------|---------------------------------|
| 日程第1 |       | 「会議録署名議員の指名」                    |
| 日程第2 |       | 「会期の決定」                         |
| 日程第3 | 報告第2号 | 「令和3年度坂町一般会計繰越明許費繰越計算書<br>について」 |
| 日程第4 | 報告第3号 | 「令和3年度坂町一般会計事故繰越し繰越計算書<br>について」 |
| 日程第5 | 報告第4号 | 「令和3年度坂町下水道事業特別会計繰越明許費          |

繰越計算書について」

日程第6 報告第5号 「令和3年度坂町土地開発公社の経営状況及び令和4年度事業計画の報告について」

日程第7 議案第40号 「令和4年度坂町一般会計補正予算（第2号）」

日程第8 議案第41号 「令和4年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」

日程第9 議案第42号 「港湾管理事務の事務委託に関する協議について」

日程第10 議案第43号 「坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」

~~~~~〇~~~~~

## 9. 議 事 の 内 容

（開会 午前9時59分）

○議長（川本英輔議員） 改めまして、おはようございます。令和4年第7回坂町議会議定例会開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、今日は元気で御出席を賜り、誠にありがとうございます。

今日は報告4件、議案4件となっておりますけれども、ひとつ御協力をよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は12名です。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより令和4年第7回坂町議会議定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時01分）

（再開 午前10時03分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 皆さん、おはようございます。令和4年第7回坂町議会定例会が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの定例会では、4件の案件につきまして御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会から報告をいたします。

報告1 議長報告。

議長報告を行います。

去る5月30日に令和4年度全国町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、私と中川副議長が出席をいたしました。

研修会では、東京大学名誉教授、大森 彌氏による「町村議会のあるべき姿」、大正大学教授、江藤俊昭氏による「町村議会議員報酬について」、上智大学教授、三浦まり氏による「地方議会とハラスメント」と題し、それぞれの講演を受けました。

なお、資料については事務局に保管しておりますので、参考に供してください。

以上で、報告を終わります。

報告2 総務厚生委員会報告。

瀧野総務厚生委員長。

○8番（瀧野純敏議員） 総務厚生委員会報告をいたします。

令和4年4月15日に委員会を開会し、今年度に行う活動計画を作成いたしました。

6月に委員会関係課8課による所管事務調査を行うほか、坂町地域防災計画の変更点や震災対策について産業文教委員会と合同で行うこととしております。

7月には坂町ホームページのリニューアルと公式ラインについて、8月には障害者福祉政策について、10月にはデジタル化と業務体制について、11月には介護認定業務についてなどを協議することといたしております。

以上、総務厚生委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告3 産業文教委員会報告。

光岡産業文教委員長。

○3番（光岡美里議員） 産業文教委員会報告をいたします。

令和4年4月15日に産業文教委員会を開き、今年度に行う計画を作成いたしました。

6月10日に産業文教委員会関係課4課の所管事務調査を行い、6月17日には坂町災害伝承ホールにおいて坂町地域防災計画の変更点、震災対策の内容について総務厚生委員会と合同で行うこととしております。

7月には消費者行政について、8月にはスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活動について、10月には坂町循環バスの利用状況について、11月には町有施設利用申請のオンライン化への対応についてなど、それぞれ担当課から説明を求め、協議することとしております。

以上、産業文教委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告4 監査委員報告。

奥村監査委員。

○5番（奥村富士雄議員） 監査報告を行います。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を、令和4年2月分を3月22日に代表監査委員の野村哲朗氏と、令和4年3月分を4月20日、令和4年4月分を5月19日に代表監査委員の田村好孝氏と私、奥村富士雄でそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。

以上で、監査報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政から報告を行います。

報告1 町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告をいたします。

去る4月4日に広島県町村会町長会議が開催され、私が出席をしました。

会議ではそれぞれの町基幹システムの共同調達について意見交換を行いました。

また、5月1日には令和4年坂町成人式をSunstar Hallで挙行いたしました。当日はコロナ禍ということもあり、規模を縮小し、開催をいたしましたが、成人者147名中92名が出席をし、厳粛な雰囲気の中、成人式を行うことができました。御協力ありがとうございました。

去る5月23日に広島県地域振興対策協議会総会が、5月24日には広島県森林協会理事会、中国国道協会総会が開催され、私が出席をいたしました。

各会では、令和3年度事業報告並びに令和4年度事業計画案等が提出され、全会一致で承認されました。

また、5月中旬から下旬にかけ、東京都において各種事業の総会等が開催され、私が出席をいたしました。

5月17日の全国道路利用者会議定時総会では、令和3年度事業報告、収支決算報告が行われ、引き続いて令和4年度の事業計画案、予算案が報告され、全会一致で可決されました。

総会の最後には、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算、財源の確保等、三つの要望事項の決議案が提出され、採択されました。

5月18日の道路整備促進期成同盟会通常総会及び命と暮らしを守る道づくり全国大会では、通常総会におきまして役員人事、令和3年度事業報告及び決算報告が承認され、道路整備事業の推進を図る旨の令和4年度事業計画及び令和4年度予算案が原案のとおり可決されました。

命と暮らしを守る道づくり全国大会では、国土強靱化の事業計画に基づく道路の橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策の推進等、七つの要望事項の決議案が提出され、採択されました。

5月26日の全国治水砂防通常総会では、令和3年度収支決算、役員改選が審議さ

れ、引き続いて、令和4年度事業計画報告が行われ、全会一致で承認されました。

総会では国土交通省、三上砂防部長が「命と暮らしを守る砂防」と題し、様々な土砂災害とその対策について、全国各地の事例を基に講演がありました。

また、総会等終了後には、国会議員、関係省庁への要望活動を行いました。

なお、決議の写しをお手元にお配りをいたしておりますので、参考に供してください。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、9番大田直樹議員、10番中 雅洋議員、11番中川ゆかり議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月7日までの6日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

したがって、会期は本日から6月7日までの6日間に決定をいたしました。

日程第3 報告第2号「令和3年度坂町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第2号「令和3年度坂町一般会計繰越明許費繰越計算書について」御説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書は、令和3年度坂町一般会計補正予算第2号、第6号、第10号、第11号及び第12号で議決をいただきました自治体オンライン手続推進事業270万6千円ほか17件をそれぞれ翌年度に繰越明許いたしましたことにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたすものでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） この中に、17件の中に消防費で急傾斜地崩壊対策事業が2件あります。翌年度の繰越しで1件は81%の繰越し、それから2件目は県営事業で67%の繰越しになつてくるんですが、この対策事業の場所、対象になる場所、それから繰越しが生じるとする理由、そこら辺をちょっと説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 三戸産業建設課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） お答えします。

まず、消防費、急傾斜地対策事業の3,200万円のほうです。工事請負費として2,600万円を繰り越しておりますが、場所が横浜西二丁目の田島地区でございます。

それと、繰越し理由については、地権者との協議に不測の日数を要したことによることが理由でございます。

続きまして、その下の消防費でございますが、これは県営事業の建設負担金でございます。金額は225万5千円で、150万945円を繰り越しております。場所が横浜6244地区の委託料でございます。

繰越しの理由ですが、これは広島県から県の事業でございまして、県からの通知によるものです。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） この2件について工事の完了時期、これが分かっておれば説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 三戸課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） 2,600万円のほうなんですけど、これは早期に発注し、工事を実施し、遅くとも年度末までには完成したいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

よろしゅうございますか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) ないようですので、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第4 報告第3号「令和3年度坂町一般会計事故繰越し繰越計算書について」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 報告第3号「令和3年度坂町一般会計事故繰越し繰越計算書について」御説明を申し上げます。

この事故繰越し繰越計算書は、避けがたい事故のために、令和3年度内に支出を終わらなかった三世代同居等推奨事業200万円ほか4件をそれぞれ翌年度に事故繰越しいたしましたことにつきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告をいたすものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

瀧野議員。

○8番(瀧野純敏議員) この中で、ベイサイドビーチの物品販売、2番目ですね、商工費の。これはこのたびは完全にできるんですか、業者も決まっとるし。これで見れば、業者がおらんからという感じだけど、今年度は確実にできるか、その辺を聞かせてください。

○議長(川本英輔議員) 鈴木技監。

○技監(鈴木 晃君) お答えします。

今、契約はしておりますが、何とか年内には完成する方向で、今、調整しております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長(川本英輔議員) ほかにありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、報告を終わります。

日程第5 報告第4号「令和3年度坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を議題にいたします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第4号「令和3年度坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」御説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書は、令和3年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）で議決をいただきました横浜排水区浸水対策事業につきまして、4,500万円を翌年度に繰越明許いたしましたことにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたすものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結し、報告を終わります。

日程第6 報告第5号「令和3年度坂町土地開発公社の経営状況及び令和4年度事業計画の報告について」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第5号「令和3年度坂町土地開発公社の経営状況及び令和4年度事業計画の報告について」御説明を申し上げます。

この報告は、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により、坂町土地開発公社より令和3年度坂町土地開発公社の経営状況、令和4年度事業計画の提出を受けましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告をいたすものでございます。

内容等につきましては、川上都市計画課長兼坂町土地開発公社事務局長に説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 川上都市計画課長。

○都市計画課長（川上宏規君） それでは、令和3年度坂町土地開発公社の経営状況及び令和4年度事業計画の報告につきまして、お手元の資料により御説明させていただきます。

資料の1ページをお開きください。

1ページは令和3年度の事業報告でございます。

令和3年度の事業内容は、1の総括事項といたしまして、(1)の用地取得事業は、坂西一丁目ほかにおきまして、県道推進事業等といたしまして、3筆530.68平方メートルを2,957万9,571円で買収しております。

(2)の用地売却事業は、坂東一丁目ほかにおきまして、代替地売却事業として5筆631.82平方メートルを3,474万132円で売却しております。

2の経営収支の概要につきましては、収益的収入は3,475万2,132円、収益的支出は25万5,064円で、当期は3,449万7,068円の収益となります。

3の庶務事項につきましては、理事会等の開催をいたしており、監査1回、理事会2回でございます。

2ページをお願いいたします。

2ページは令和3年度損益計算書でございます。

1の事業収益は3,474万132円、2の事業原価につきましては4,441万9,214円で、事業総利益はマイナスの967万9,082円となっております。

3の販売費及び一般管理費につきましては25万5,064円で、事業総利益から差し引いた事業利益はマイナスの993万4,146円となります。

4の事業外収益につきましては、預金の受取利息の1万2千円でございます。

経常利益は事業利益と事業外収益を加えましたマイナス992万2,146円になり、当期純利益は経常利益と同額となります。

次に、3ページの令和3年度貸借対照表について御説明させていただく前に、5ページの財産目録について御説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。

普通預金は2金融機関で合わせて3,793万5,780円、定期預金は2金融機関で合わせて1,500万円でございます。

公有用地は、現在、土地開発公社が保有する土地でございますが、刈津土井公園建設用地、県道代替用地の合計で3,341万5,515円でございます。

完成土地等は森山北漁業基地の未契約分の土地でございます、2,963万2,372円でございます。

借入金はゼロでございます。

それでは、3ページに戻っていただきまして、令和3年度貸借対照表について御説明いたします。

まず、資産の部につきましては、先ほど御説明いたしました普通預金、定期預金、公有用地、完成土地等の資産合計が1億1,098万3,667円になります。

次に、負債の部で、1の流動負債につきましては、(1)預り金の84万4,400円は、森山北漁業基地未契約分の契約印紙代及び登録免許税でございます。

(2)前受金の2,963万2,372円は、森山北漁業基地の未契約分の前受金で、流動負債合計は3,047万6,772円となります。

2の固定負債につきましては、借入金はありませんので、負債合計は3,047万6,772円となります。

次に、資本の部で、1の資本金500万円につきましては、当社の資本金であり、資産の部の固定資産に相当するものでございます。

2の準備金につきましては、前期繰越準備金に当期純利益を加えた準備金合計は8,050万6,895円でございます。資本合計は8,550万6,895円で、負債資本合計は1億1,598万3,667円となり、資産合計と一致しております。

次に、4ページをお願いいたします。

4ページの令和3年度未処分利益計算書につきまして御説明いたします。

1の当期末処分利益剰余金は、前期繰越準備金、当期純利益の合計8,050万6,895円になります。この金額は翌年度運用を図っていくための準備金でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

このキャッシュフロー計算書は現金の増減を活動別に示したもので、主要な取引ごとの流れを把握しやすくした財務諸表の一つでございます。

令和3年度土地開発公社の経営状況の内容につきましては以上でございますが、当社は借入金もなく、4ページで御説明させていただいたように、8千万円を超える準備金があるなど、良好な状況であると考えております。

次に、8ページをお願いいたします。

令和4年度坂町土地開発公社事業計画につきまして御説明させていただきます。

(1) 用地取得事業はございません。

(2) の用地売却事業は、坂西一丁目ほかにおきまして、代替地売却事業として2,800万7千円、坂西四丁目におきまして、砂防堰堤工事用地の売却事業として130万7千円、合計で2,931万4千円を計上しております。

以上で、令和3年度坂町土地開発公社の経営状況並びに令和4年度事業計画等の報告につきましての御説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 端的に言うたら、もうこの辺で要らんのかなんて、この公社というのは。

それと中で一つだけ、3ページの公有用地、この公有用地を運営して、運用資金が入るようにはならんのか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○都市計画課長（川上宏規君） お答えいたします。

公社の存続につきましては、まだこれから県道の事業も進めてまいることとか、町の道路事業など、必要な場合に公社が先行して土地を取得したりであるとか、代替地の用地として確保する必要があると考えておりますので、現在のところは継続して公社を運営していきたいと考えております。

申し訳ございません、2点目は何だったですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時35分）

（再開 午前10時35分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○都市計画課長（川上宏規君） お答えいたします。

公有用地の利用につきまして、今年度、令和4年度に刈津土井公園用地につきまして、国の砂防事業に伴いまして用地を売却する予定としております。残りの公有用地

につきましては、あと県道の代替地等で、令和4年度に計画をいたしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 私、ちょっとまだ勉強不足です。

1 ページ目の経常収支の概要のこの数字、収益的収入は3,475万何がしでしょ。

支出は25万5千円ということで、差額は3,449万7,068円の収益になります

というのは、後ろのほうの添付資料のどこを見れば確認できるんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時37分）

（再開 午前10時38分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○都市計画課長（川上宏規君） お答えいたします。

2 ページの損益計算書でございますが、1の事業収益で公有地売却事業の収益が3,474万132円でございます。それに4番の事業外収益、受取利息の1万2千円を加えたものが3,475万2,132円となります。この3番の販売費及び一般管理費の25万5,064円を差し引いたものが3,449万7,068円となるということでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 今、6ページのほうにそのことが一部出てるんですか、これ、

25万5,064円というのが、マイナスの。だから、会計簿みたいなものというのがあるべきじゃないかと私は思ったんですけども、その辺はどんなですか。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○都市計画課長（川上宏規君） お答えいたします。

一応、この事業報告等につきましては、土地開発公社、独立した公社の中で承認されていただいております、このことについて町長に御報告をさせていただいております。

ございます。この資料で御報告をさせていただいたものから、別途、そういった内訳等につきましては、この場ではお示しすることはできません。よろしくお願いいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時41分）

（再開 午前10時42分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○都市計画課長（川上宏規君） お答えいたします。

ただいまの損益計算書等につきまして、事業収益と事業原価、販売費及び一般管理費、それぞれ内訳を示しておりますので、そちらのほうで見ていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 1ページの用地取得事業で2,900万円になつてはるんですが、2ページの事業原価4,400万円になつてはるよね。その違いというのは何なんでしょうかね。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○都市計画課長（川上宏規君） お答えいたします。

この違いにつきましては、宮崎用地を、昨年度、町の文化財施設の建設用地として売却しているものでございますが、当時の公社が買収したときの金額が、合わせたもので2,100万円程度で購入いたしており、売却につきましては、現在の価格を算定いたしまして、1,150万円程度で売却しているということで、こちらの差額でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） これは例年聞くんですが、前受金ですよ、漁協の。あれがまだ、もう何年もたってから解決してないんじゃないけども、そこら辺の、例えば交渉をとるのかどうかということと、今後の見通しいうんですね。本来、前受金いうの

はなくならんといかんわけなんじゃけども、それがずっと続いとるということについての1年間の交渉経過と今後の見通しというのはどうですかね。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○都市計画課長（川上宏規君） お答えいたします。

森山北漁業基地の1件のカキの区画、漁労の1区画につきまして、昨年度につきましては、漁業協同組合のほうに、そういったことに、この進展について御相談はさせていただいておりますが、直接の関係者につきましては交渉はしていない状況でございますが、もう2件のこの区画につきまして、また漁業協同組合と協力しながら調整をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、報告を終わります。

日程第7 議案第40号「令和4年度坂町一般会計補正予算（第2号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第40号「令和4年度坂町一般会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、急を要する案件につきまして補正計上を行ったもので、既定の予算総額に2億931万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億489万円といたすものでございます。

5ページの地方債補正につきましては、事業の執行見込みに基づき変更を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、12ページの国庫支出金、総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上いたし、衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を計上いたしました。

13ページの繰入金、基金繰入金では、財政調整基金繰入金を計上いたし、町債、

教育債では、小屋浦ふれあいセンター改修事業を計上いたしました。

次に、歳出で、16ページの民生費、児童措置費では、子育て応援臨時支援金及び子育て世帯生活支援特別給付金の給付に要する経費を計上いたしました。

17ページからの衛生費、予防費では、子宮頸がん予防接種及び新型コロナウイルスワクチンの接種に要する経費を計上いたしました。

19ページの土木費、道路新設改良費では、社会資本道路整備事業を減額をいたし、通学路緊急対策推進事業を計上いたしました。

20ページの教育費、公民館費では、小屋浦ふれあいセンター外壁塗装工事及び屋上防水工事を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 16ページの子育て応援臨時支援金と子育て世帯生活支援特別給付金について確認させていただきます。

迅速な交付が求められるものだと思うのですが、具体的な交付時期と交付方法についてお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） それぞれの交付時期については、子育て応援臨時支援金については7月上旬の交付を予定しております。

また、子育て世帯生活支援特別給付金については、6月20日に給付を開始する予定でございます。

いずれの支援金、給付金についても、対象者についてプッシュ型を予定しておりますが、一部の申請の必要な方については、役場のほうから申請書を送らせていただいて、さっきの給付開始より若干遅れる見込みとなっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 19ページ、ここに消防費で、防災対策費で災害伝承ホール

の管理人3万1千円ほど、金額は大したことはないんですが、当初、お聞きしとるのが、当面は職員で対応するというようなことを聞いておりました。その後、こういう管理人を設けてきたんだろうと思うんですが、ちょっとその管理人を選定するときの経緯いいですか、公募なんかされたんかどうか、そこら辺から経緯をちょっと知りたくて、お願いします。

○議長（川本英輔議員） 藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） お答えいたします。

こちら、伝承ホールの管理人の、こちらのほう補正させていただいておるわけなんですけど、当初は7月3日頃といいますか、追悼式に併せた開館を予定しておりました。職員で当面見るといいすのも、2週間、3週間程度ということでありまして、それ以降につきましては、このような管理人を据える予定で条例等も整備しております。

こちらの選定の経緯でございますが、やはり小屋浦地区の住民福祉協議会の会長さんに相談させていただいて、人選をいただきました。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっとすみません、16ページに戻っていただきたいんですが、今、政府からいろいろと国費から支援があつて、16ページの上のほうに国・県支出金4,346万2千円があるじゃないですか。これがまさに先ほど説明のあった子育て云々の2点についての負担金、補助金、その他と合算だと思ふんですが、たしかこれは国から4,900万円ぐらいの枠があつたんじゃないかと思ふんですが、残りはどうのよう形で考えておられますか。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） お答えいたします。

今回、地方創生臨時交付金といたしまして4,220万3千円ほど計上させていただいておりますけども、今回の補正予算におきましては、原油価格・物価高騰対応分ということで、給食費の支援とか、あとは子育て世帯への給付金、予算書のページで申し上げますと、14ページの通信運搬費とか、あと光回線敷設工事、パソコン購入費、非接触体表温度測定器、こちらとか、あと16ページでは子育て応援臨時支援金2,350万円、また、保育園等給食費支援事業168万3千円、あと大きなもので

申し上げますと、18ページの新型コロナウイルスPCR検査420万8千円、あと最後、20ページでございますけども、給食施設費の学校給食費支援事業336万9千円などに充当いたしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 次の質問ですが、16ページの一番下にあります、先ほど168万3千円の公費があるよということのちょっと説明を求めたいんですが、要は保育園等の給食費支援事業、この内容と、一部関連するんで、同じことが学校のほうにもあるんですよね。ちょっとこれ一緒にしてええんかどうか分らんのですけども、20ページの下から2段目ぐらいに学校給食費の支援事業336万9千円、これは同じような内容じゃないんかと思うんで、その説明をちょっと求めます。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 民生課のほうより、16ページの保育園等給食費支援事業についての内容についてを説明をいたします。

これについては、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応として、町内保育園、こども園に対し、給食費に係る負担相当分を補助するものでございます。それぞれの保育園の児童数を計算しまして、この168万3千円を各四つの保育園、こども園にそれぞれ補助をいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 坂本教育次長。

○教育次長（坂本孝博君） それでは、20ページの学校給食費支援事業336万9千円についてお答えをいたします。

こちらにおきましても、コロナ禍における物価高騰のため、給食の材料費といった支援を坂町給食センターに補助をするということでございます。このことによりまして、坂町にございます三つの小学校、一つの中学校の給食費の補助を行うということでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） これはおのおの保育園も小学校のほうも1人当たりの単価というのは幾らですか。これ一定ですか。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 民生課のほうから、保育園、こども園のほうの単価について説明いたします。

保育園、こども園の単価については、給食が1日1食当たり220円、1人当たりかかります。それに物価高騰分相当5%を乗じた11円を1日当たりの児童1人当たりの補助といたしまして、保育園が1年間開園しています300日をかけまして、1人当たり3,300円の補助ということで計算いたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 坂本次長。

○教育次長（坂本孝博君） 小学校の1食当たりの単価でございますが、260円となっております。また、中学校の1食当たりの単価でございますが、290円ということでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 坂本次長。

○教育次長（坂本孝博君） 失礼いたしました。

小学校の1食当たり単価260円に5%を乗じまして、それに200日という、これが学校給食を実施する日数、それと人数を乗じた額で小学校の補助額を算定をいたしております。

また、中学校等におきましても同様に、1食当たり290円の単価に5%を乗じまして、日数と人数というものを乗じて算定をいたしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 20ページの社会教育費で公民館費なのですが、小屋浦ふれあいセンター外壁塗装工事、屋上の防水工事なのですが、工事の時期と、いつ終了するのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

時期につきましては、今のところ決定をしておりませんが、出水時期が終わってからのほうがいいのかと考えております。また、年度内には終了させる予定で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 12ページに土木費国庫補助金というのがあります。今回、補正で935万円ほど補正になっとるんですが、その説明の項目を見ますと、社会資本道路整備事業が1,760万円減額、そして、新たに通学路緊急対策推進事業が2,695万円ほど追加になっとるんですね。これ、相殺しますと935万円になるわけなんですけど、ここのロジックをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） お答えします。

これは坂東環状線なんですけども、坂東環状線をもともと社会資本道路整備事業で行っていたんですけど、新しく通学路緊急対策事業ということで、今度は交付金から補助金に変わりました、これに振り替えたものです。その振替に伴いまして、もともと3,230万円だった予算が4,930万円ということで増えておりますので、それをここに記載させていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっと今の件なんですけど、入れ替えた、これ、社会資本道路整備事業という言葉は今後なくなるということではないんですか。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） お答えします。

社会資本道路整備事業というのはあるんですけども、その言葉自体はあるんですけど、今回、坂東環状線で行おうとしていた、このお金で行おうとしていたんですけども、それをやめて、それは補助のほうに国策として振り替えられたということになっておりますので、今回、もともと交通安全交付金だったのが、この通学路緊急対策事業ということに国の政策として変わったということになります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 関連ですけども、今、多分、社会資本道路整備事業というの

は、いろいろと令和4年度の説明資料に併せてちょっとお聞きするんですが、この振り替えることによって、町の持ち出しが1,470万円から2,235万円になって、持ち出しが765万円増加するんですよ、この振替によって。それはこの環状線を作るのに、町の持ち出しが増えてもやるべきなんですか。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） 町の負担は10分の5.5が国で、残り4.5が町なんですけど、この負担割合は交付金のとくとこの補助金に変わってもこれは変わりません。だから町負担は変わらないんで、ただ、予算が増えてるので、町負担が増えてるということです。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 14ページの12番の委託料、その中にマイナポイント申込支援事業いうここの240万円は、実質的には何に使うのか。

それから、マイナンバーカード自体が坂町として何と何に使えるのか、ちょっとその辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷総務課長。

○総務課長（西谷伸治君） お答えいたします。

こちらのマイナポイントの申込支援事業なんですけれども、皆さん、テレビ等で御存じかと思われるんですけども、6月よりマイナンバーカードが保険証の利用や公金受取口座を登録すると、ポイントがつくというところで宣伝がございます。また、若い方たちはスマホで自分でやられるんですけども、そういった媒体がない高齢者等、ほかの方につきましては、役場のほうでそういった申込みの支援のほうを行うというところで、パソコン等の借上げ等を行って、ブースをつくってやろうと思います。そのときに町の職員だけでは少し足りないというところで、派遣会社のほうからそういったのに精通する方、そういったレクチャーを受けていただいて、マイナポイントの申込みの支援を行っていただく事業を今年度末まで行うというところで、1人の人件費、委託料というところになっております。

また、マイナンバーカードなんですけれども、それぞれ今年度から基幹事業、町の総合行政システムにあります住民票でありますとか、そういった様々な申請に対しまして、マイナンバーカードでこちらに来なくても帳票が出るとか、先ほど申しました、

マイナンバーカードが健康保険証の代わりになるとか、あとは個人の認証のカードになるとか、そういった様々なことに利用できる。国のほうもいろいろまたこのカードにつきましては、サービスというか、いろんなものをつけていくんですけども、現在はそういったもののサービスが使えるということになっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 本当にいろいろとは使えると思うんですけど、まず、それ以外にお聞きするんですが、この臨時職員をいうたら、坂町におる職員、ここの町費で含めて、この職員の入っとる率を、どれぐらい、何名ぐらい入っとるのかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 西谷課長。

○総務課長（西谷伸治君） 今、議員さんおっしゃったのは会計年度任用職員のことなのかなと思ったりするんですけども、ちょっと詳細の人数はあれなんですけど、大体130名、140名の方が会計年度任用職員で登録があります。

しかしながら、教育委員会関係におけるクラブ講師であるとか、そういった様々な方がおられますので、主に事務の手伝いというわけではないんですけど、大体百三、四十名程度の方が会計年度任用職員で登録されて、事務を行っていただいております。

職員につきましては大体100名というところになっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 17ページ、お願いします。

新型コロナワクチンについてちょっと記述があるんですが、委託料の乳幼児等予防接種という記述がちょっとありますね、これ、2,876万7千円。これは子宮頸がんワクチン接種事業のことじゃないかと思うんで、この表記については、何でこういう乳幼児予防接種という表現になってるんですかね。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

議員さん、先ほどおっしゃったように、これは子宮頸がんワクチンでございます。なぜ乳幼児のほうに入っているのかということでございますが、乳幼児予防接種の中

にこの子宮頸がん予防接種も定期接種として法的に定められておるものでございますので、こういった表記になっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） これ、ちょっと企画財政のほうがつくると思うんですけども、たしか子宮頸がんワクチンは平成24年頃にこういう言葉が予算書に載っているんですよ。だからその続きみたいな形で、当然ここに乳幼児等予防接種という表現したら、何か私もワクチンのどうのこうののだと思ったんですけど、はっきりした子宮頸がん等ワクチン接種事業という言葉がたしか平成24年度ぐらいからあるんですよ、これ。だからそれって、今、ここにぼんと出てきて、この言葉を使うというのはちょっと間違ってるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 以前、この子宮頸がんワクチンは任意接種でございました。任意接種のときには、先ほど議員がおっしゃったように、子宮頸がんワクチンという表記があったと思います。今回のこの、見ていただいたら分かるように、17ページから18ページにかけて、18ページのところにおたふくかぜ任意予防接種とございます。これも子供の接種でございますが、幼児の先ほどの17ページの乳幼児等予防接種に含めてございませんのは、任意接種であるので、こういった外出しの表記をいたしております。子宮頸がんワクチンにつきましては、今年度というよりも、平成25年以降、これは定期接種となっておりますので、乳幼児の予防接種の中を含めさせていただいた表記となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） つまり子宮頸がん等ワクチン接種事業についてちょっと確認ですけども、これはたしか3回接種して、1回当たり1万6千円ぐらいじゃないかというようなことの情報があったんですけども、これは全て公費負担ですか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 定期接種につきましては、子宮頸がんワクチンを含め全て公費で負担をいたします。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっとその下にあります新型コロナウイルスワクチン4回目の接種についていろいろと御苦労なさっているような感じがあるんですけども、その中で、18ページまで至るんですよ。これは4回目の接種の目標人数いうて、何人分というような目標人数という形でお聞きしたいんですが、目標人数は幾らぐらいの、対象人員ですか、何人ぐらいを対象にしているんですか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

このたびの4回目の接種につきましては、60歳以上の方、もしくは基礎疾患をお持ちの方で、3回目接種が終わられた方が対象となっております。坂町における対象人数は約4,500人ということで試算をいたしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 近々、始まると聞いてるんですけども、接種日程は、接種券はいつ発送で、いつから接種ができるいう形になってますか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

接種券の発送につきましては、先ほど御説明いたしましたように、3回目接種が終わられた方に郵送いたします。これでさらに3回目接種から5か月がたった方について発送いたします。まず、坂町におきましては、5月27日に対象の方がいらっしゃいましたので、発送いたしております。その次に明日、約540名ぐらいの方に発送する予定といたしております。4回目のワクチン接種の開始につきましては、集団接種といたしまして、6月11日から開始の予定でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） いや、今回、コロナのことでちょっと情報として伺いたいんですけども、今回の補正では、65歳以上が対象だということで、18歳から64歳は全く対象になっていないんですか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 今回の4回目の接種は、60歳以上の方で3回目接種が終わられた方が対象です。それと、18歳から64歳までの方で基礎疾患をお持ちの方、その方々が対象となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） つまり18歳から64歳までの3回目接種の接種率が37.3とかああいう低いんですよね。何か周知とか様々なことというのはどういうふうなことで対策を打たれてますか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 今の御質問は3回目接種の接種率のことということでございます。

3回目接種の接種率につきましては、広報等でもこれだけの方が接種をされておりますという接種率、6月の広報にも掲載をさせていただいておりますので、御参考にいただきたいと思いますが、ただ、接種につきましては、あくまでも個人の任意でございます。こちらといたしましては接種券の発送、そういったことをもって接種の勧奨をいたしております。接種を受ける方につきましては、しっかりと会場を確保し、感染対策をして受入れをするという体制でこちらのほうは整備をいたしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） コロナは一応それで終わります。

18ページで分らんことをちょっと確認します。

18ページの上から5段目ぐらいにおたふくかぜ任意予防接種というのが先ほど390万4千円で予算組みされてるんですが、これは一応対象人員は何名を想定されてますか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 今回、新たにおたふく風邪の任意予防接種をさせていただくということで予算の計上をさせていただいております。これは対象となりますのは、1歳から6歳未満の方が対象でございます。今回、初めてさせていただくということでございます。1歳から6歳までで2回接種をしていただくようになります。

これは日本小児科学会のほうで2回接種が推奨されておるため、2回接種を見込みまして、対象人数を659人といたしております。その中の子供の接種率というのが大体90%程度でございますので、それを見込んで、今年度につきましては、1歳から6歳までの方、全てに勧奨の通知をお出しするということで、たくさんの方、受けていただくんじゃないかということで多くなっておりますが、来年度からにつきましては、その年齢に達する方、例えば母子手帳をお渡しするときに勧奨等を行いますので、来年度からは少し人数等が減ってまいります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） このおたふく風邪というのは、全国的な傾向で、厚労省の指示があったんですか。それで全額公費負担になるんですか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） このおたふく風邪につきましては、こういったおたふく風邪に罹患いたしますと、耳の聞こえ、聴覚に障害が出るということがございます。これにつきまして、広島県の保険医協会のほうからも、こういった補助を出してはという助成も頂いております、このたび、このおたふく風邪につきまして、坂町で任意の接種で行うということを決めたところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっと情報を見ますと、2回を受けるということ、今、説明されたんですね、1歳から6歳の子供たち、幼児ですね。情報的には水ぼうそうとかなんかと、何かちょっと分かりませんが、水ぼうそうワクチンと同時に打つんじやとかいうようなことをちょっとネットで見るんですけども、これを同時に接種した場合は個人負担になるんですかね。どのような感じで捉えていますか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 水ぼうそうワクチンについては、定期接種ではございませんので、今、自費で受けていただいております。同時に受けた場合には、おたふく風邪のほうにつきましては、坂町で定めております上限までを補助し、それ以上かかるものについては自己負担となります。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） おたふく風邪の最後の質問ですけども、これ、接種時期ですけども、全然周知はされてないと思うんですが、いつ頃からのスタートを予定されますか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 本日、予算のほうを御承認いただきましたら、6月の上旬、今月上旬ですね、ここから周知をいたしてまいります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっと次の質問です。

おたふく風邪の下に新型コロナウイルスPCR検査420万8千円、これが計上されてます。この内容をちょっと説明ください。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） こちらは以前より行っております。昨年度1月から実施しております。坂町が独自で済生会広島病院に委託をいたしまして、小学校の児童、中学校の生徒について集団感染を防ぐために、早期に感染者を発見するために行っているものでございます。

このPCR検査につきまして、この4月からかなりの件数で検査をいたしております。今回は臨時交付金のほうで対応できるということで、件数を増やして計上いたしております。当初は270件分を計上いたしておりましたが、このたび720回分を増額して計上したものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） このPCR検査の費用ですけども、たしかお願いしてる費用が9,300円とかいうんですが、一応こういう9,300円、前回の補正のときにはそういうことでしたね。271人の9,300円だということで、今回も一応そういうふうな計算でよろしいんですか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 済生会への委託料は変更がございませんので、1件当

たり 9,350 円でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第 40 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前 11 時 23 分）

（再開 午前 11 時 34 分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第 7 議案第 41 号「令和 4 年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第 41 号「令和 4 年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和 4 年度事業費の見込みに基づき補正計上を行ったもので、既定

の予算総額に14万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億965万1千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、県支出金、県補助金14万6千円の増額は、普通交付金の交付見込額を計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

10ページの保険給付費、高額療養費14万6千円の増額は、実績見込みにより計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっと10ページです。

一般被保険者高額介護合算療養費14万6千円の中身というか、このまず内容説明をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えします。

一般被保険者高額介護合算療養費でございますけども、これは国民健康保険と介護保険、この自己負担分を合わせたもので、一定の額を超えた方について費用を負担するものでございます。この費用負担については、歳入のほうにございます県の支出金、こちらから10分の10で入ってまいるものでございます。

今回、補正をさせていただきました内容は、国民健康保険連合会からこの金額が確定されたものが送られてまいります。これが今回6名分参りまして、6月の補正に計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 結局、何世帯分というんじゃなくて6名分ですか。ちょっとその数字の確認をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 世帯ではなく、何人分ということで、6人分というこ

とでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） この予算書を見ますと、当初予算には計上されていないんですよね、補正前の額が1ということで。これはいつも補正で出てくる、国保の高額療養費はいつも補正が入るんですよね。それと今の説明があったように、介護の高額療養費ですか、これが合算したものということで、当初予算に計上されてしかるべきものじゃないかと私は思うんですけども、その辺の読みはどんなだったんですか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） こちらの予算につきましては、毎年、千円の計上をさせていただきます。

この理由といたしましては、国民健康保険連合会からこの医療保険と介護保険を合算をして通知が参ります。その通知が参りましてから、毎年、予算を計上させていただきますので、当初予算には見込みとして計上せず、連合会からの通知に基づき計上させていただきますのでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 最後にさせてください。

結局、この周知というのは、期間は1年分を上げなさいよということなんですよ。たしか遡りいうてから、その1年半前のことは全然対象にならんわけですよ、忘れてる人とかなんかいうのがおるかもしれませんけど。したがって、この周知というのは国保連合会がやるんですか、それとも坂町がやるんですか、その辺はどんなでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） こちらの周知につきましては、国民健康保険連合会から坂町に通知が参ります。今回につきましては、6人の方に坂町から通知を出して申請をしていただき、給付を行うものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第41号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第42号「港湾管理事務の事務委託に関する協議について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第42号「港湾管理事務の事務委託に関する協議について」御説明を申し上げます。

ベイサイドビーチ坂は、国土保全とともに、都市近郊型の海洋性レクリエーションの場として、平成3年度から平成19年度にかけて広島県が整備をした施設でございます。

本町では、このベイサイドビーチ坂において、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、年間を通じたにぎわいの創出と交流人口、関係人口の増加を図るため、地元特産品の販売や海でのマリンスポーツ、ビーチスポーツ、または背後地でのトレッキング等の拠点として、町内外へ情報発信する本町のシンボルとなる施設の整備を進めております。

ベイサイドビーチ坂は、これまで広島県が指定管理者制度により管理運営を行ってききましたが、このうちの陸域部分に関する港湾管理事務について本町が委託を受け、

主体的に管理を行うことで、本町が現在建設中の施設をより効果的に活用し、年間を通じたにぎわい創出と観光・地域振興を図っていきたいと考えております。

本議案は、この港湾管理事務に関し、本町が委託を受けるため、広島県と協議を行うことについて、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、広島県との規約を締結後、本年7月中旬から本町による海水浴場運営を実施をしていきたいと考えております。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） これは、ですから、この7月から確実に坂町が管理運営していけるわけですね。そうしたところ、うちやったら、この間も聞いたところが、ベイサイドビーチは昼間しかやらんいうけど、これだけのいい広いベイサイドビーチを持って、いま一度、聞くけど、キャンプとかああいうことは考えてないのか、その辺を一遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） そういうことも含めて、これから順次整備をしていければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっとこの事務委託に関する協議、内容は分かったんですが、これ、規約がついておるんですが、こういうのをこういう文章にするとかいう、あそこらも含めて、この説明がなかったんじゃないけど、どんな感じでこういうものをつくって、県と協議して、これで了解してもらうんだとか、その辺の説明が欲しいな思って、今、質問しました。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） お答えします。

この規約の中には、委託を受ける施設の内容でありますとか、費用負担の話でありますとか、そこら細かいことが書かれております。最終的にはこの規約を、県のほう

も県議会のほうでこの規約の協議を始めるということを議決されますので、今回、町の議決を受けて、県の議決を受けて、県のほうとこの規約を締結して、正式に事務移譲を受けるという流れになります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） ちょっとこの規約を見ると、規約ができて、多分、管理を受けるとなると、県からの助成金をもらって、収入があつてというようなことがあつて、予算を組まにゃいけんですよ。予算を組むのに、ここの第6条に収入及び支出については乙、乙というのは、坂町の歳入歳出予算において、他の予算と分別して計上するというふうになつとるんじゃないけども、一般会計の中でどういう形に、例えば県からの収入と委託料になるのか、またそこらの分につきましては、一般会計の中で処理するんですか。別途会計になるんですかね。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） 一般会計の中で分けて管理します。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

よろしゅうございますか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第42号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9 議案第43号「坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第43号「坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」御説明を申し上げます。

この議案は、現在、坂町固定資産評価審査委員会委員である三登俱法氏の任期が来る令和4年9月6日をもって任期満了となります。

三登氏には、平成22年9月から坂町固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただいております。同氏の豊富な知識と経験を引き続き生かしていただきたいと考えております。

議会の皆様方には御同意をいただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第43号を採決します。

本案はこれに同意することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第43号は同意することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこれまでとし、延会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本日はこれをもって延会といたします。

再開は、6月3日午前10時といたします。

お疲れさまでした。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（延会 午前11時51分）